

香川県報



第 89 号

平成 18 年

11月10日(金曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

告 示

●香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領(土木監理課)
○道路の位置指定 (建築課)

公 告

○土地改良事業に係る換地計画の適否決定(二件) (土地改良課)
○土地改良事業に係る換地計画の適否決定 (農村整備課)

正 誤

○平成十八年三月二十八日(香川県報号外一〇)香川県規則第四十二号中訂正

告 示

●香川県告示第六百六十一号

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成十八年十一月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領(平成元年香川県告示第三百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第三項中「経常建設共同企業体及び」を削る。

第七条から第九条までを削る。

第十条の見出し中「共同企業体」を「特定建設工事共同企業体」に改め、同条第一項中

「及び経常建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)」を削り、「共同企業体の」を「特定建設工事共同企業体の」に改め、同条第二項中「共同企業体」を「特定建設工事共同企業体」に改め、同条第三項中「共同企業体は」を「特定建設工事共同企業体は」に改め、「若しくは第八条」を削り、「当該共同企業体」を「当該特定建設工事共同企業体」に改め、同条を第七条とする。

第十一条中「共同企業体」を「特定建設工事共同企業体」に改め、同条を第八条とする。
第十二条第一項中「共同企業体」を「特定建設工事共同企業体」に改め、同条第二項中「第二号様式」を「第一号様式」に改め、同条第三項中「共同企業体協定書」を「特定建設工事共同企業体協定書」に改め、同条を第九条とする。

第十三条の見出し中「共同企業体編成表」を「特定建設工事共同企業体編成表」に改め、同条中「共同企業体」を「特定建設工事共同企業体」に、「共同企業体編成表」を「特定建設工事共同企業体編成表」に改め、同条を第十条とする。

第十四条を削る。
第十五条中「共同企業体」を「特定建設工事共同企業体」に改め、同条を第十一条とする。

第一号様式を削る。

第二号様式中「第2号様式(第12条関係)」を「第1号様式(第9条関係)」に、「別添 共同企業体協定書」を「別添特定建設工事共同企業体協定書」に、

「請負者 共同企業体の所在地」を「請負者 共同企業体の名称」に改め、

「請負者 特定建設工事共同企業体の所在地」を「請負者 特定建設工事共同企業体の名称」に改め、同様式を第一号様式とする。

附 則

1 この要領は、平成十八年十一月十日から施行する。

2 改正後の第一号様式は、平成十八年十一月十日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

●香川県告示第六百六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年十一月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指 定 番 号 長土指道 第六号

二 指 定 年 月 日 平成十八年十月二十六日

三 指 定 道 路 の 位 置 さぬき市造田是弘字東内間八八九一五、九〇八一六、九一〇一一一
及び同地先農道・水路

四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅 員 六・二〇メートル及び六・三〇メートル
延 長 三九・七六メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供
する。

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第一項の規定により、高
松市三谷土地改良区の土地改良事業（非補助土地改良事業砂入池上流地区）の換地計画に
ついて適当とする旨決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年十一月十七日から同年十二
月六日まで縦覧に供する。

平成十八年十一月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第
五十二条の二第一項の規定により、東かがわ市の土地改良事業（基盤整備促進事業小海地
区（荒井団地））の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十八年十一月十七日から同年十二
月六日まで縦覧に供する。

平成十八年十一月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第

平成十八年十一月十日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

五十二条の二第一項の規定により、東かがわ市の土地改良事業（団体営中山間地域総合整
備事業（集落型）引田南部地区（川西団地））の換地計画について適当とする旨決定した。
その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十八年十一月十七日から同年十二
月六日まで縦覧に供する。

平成十八年十一月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

正 誤

平成十八年三月二十八日（香川県報号外一〇）香川県規則第四十二号中訂正

一〇ページ及び一一 ページ	誤	冊
	正	冊